

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正す

る法律案（閣法第三六号）（衆議院送付）要旨

平成十七年に、核物質及び原子力施設の防護に関する国際的な取組を強化するため、核物質の防護に関する条約の改正が採択された。これを発効させるため、平成二十四年の第二回核セキュリティ・サミットにおいて、締約国は平成二十六年までに核物質の防護に関する条約の改正を締結するための手続を加速化することが強く要請されている。

本法律案は、こうした国際的要請を踏まえ、核物質の防護に関する条約の改正内容を我が国として担保するため必要となる法制上の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定核燃料物質輸出入罪

1 特定核燃料物質を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、七年以下の懲役に処するものとする。

2 1の罪の未遂は、罰するものとする。

3 1の罪を犯す目的で、その予備をした者は、三年以下の懲役に処するものとする。ただし、1の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除するものとする。

二、強要罪

特定核燃料物質を窃取し、若しくは強取し、又は原子力施設に対して行われる行為若しくは原子力施設の運転を妨害する行為により人の生命、身体若しくは財産に害を加えることを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、五年以下の懲役に処するものとする。

三、施行期日

この法律は、核物質の防護に関する条約の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。